

平成 30 年第 4 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 4 月 3 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 4 月 3 日 (火)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 21 号 農地法第 3 条許可について

議案第 22 号 農地法第 4 条許可について

議案第 23 号 農地法第 5 条許可について

議案第 24 号 非農地証明について

議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 26 号 特定農地貸付けの変更について

[報 告]

報告第 20 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 21 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 22 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 23 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 24 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 25 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也
19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

5. 欠席委員

な し

6. 事務局出席者


局 長	小八重 和 久	副主任兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主査	谷 山 弘 生		
総務係主任技師	崎 原 友 子		
総務係主任主事	甲 斐 光		
総務係主事	加 野 歩 夢		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 高々久保 加代 

委員 小倉俊博 

午後3時0分開会

○議長（松田） これより平成30年第4回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、13番茜ヶ久保加代委員、15番小倉俊博委員を指名いたします。

次に、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

平成30年4月1日付で新たに農業委員に任命された松元明彦委員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

それでは、ここで松元委員から挨拶の申出がありますので、これを許します。

○7番（松元委員） 皆さん、こんにちは。今、議長のほうから紹介のありました松元です。私は、倉岡のほうからの推薦で農業委員に任命されましたけれども、松田政臣前農業委員のご逝去は、何か急なことで私も驚いたところです。大変お世話になったと思います。ありがとうございます。先日、農業委員の研修を受けまして、いろいろな資料を見せていただきましたけれども、少子高齢化なり、いろいろな課題が多いみたいなので、また皆さんと一緒に頑張っていけたらいいと思います。今後ともよろしく願います。（拍手）

○議長（松田） 以上で挨拶を終わります。

次に、議席の決定についてですが、松元明彦委員の議席につきましては、議長において、ただいま御着席の7番の議席といたします。

なお、農業委員会専門委員会についてでございますが、設置要綱の中で「委員は、いずれかの専門委員会に所属すること」との定めがありますので、松元明彦委員には、「広報委員会」への所属をお願いいたします。

それでは、日程第4、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） まず、本日の日程でございます。お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり1ページごとの審議をお願いいたしたいと思っております。

それでは、本日の提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

まず、議案第 21 号農地法第 3 条許可について 13 件でございます。

次に、議案第 22 号農地法第 4 条許可について 4 件、議案第 23 号農地法第 5 条許可について 20 件、議案第 24 号非農地証明について 15 件、議案第 25 号農用地利用集積計画の決定について 94 件、議案第 26 号特定農地貸付けの変更について 1 件、以上、6 議案で審議件数が 147 件でございます。

また、農地法第 3 条、農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、20 万 1,543 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる集積は 15 万 6,128 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 21 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 52 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく 3 条申請となった案件につきましては、2 ページの 53 番及び 3 ページの 57 番が、基盤強化促進法で申請ができることも認識の上、あえて申請者が行政書士に依頼をした案件となっております。

それでは、主な案件について説明します。

1 ページの番号 51 番をごらんください。

本案件は、交換の申請です。申請地及び隣接する農地は、過去に区画整理事業が行われておりましたが、その際に誤って所有者を逆にして登記を行ってしまいました。そこで、今回、実際の所有者に合わせて登記を修正することとなり、本申請に至りました。なお、交換する 2729 番 1 の農地につきましては、基盤強化促進法を使って申請し、5 月総会で審議する予定となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（岡本） 番号58番及び59番をごらんください。

受人の耕作面積が2,095平方メートルとなっておりますが、今回の2件の申請で受人の総経営面積が5,651平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

次に、番号60番をごらんください。

本案件は、市街化区域内の農地の売買です。市街化区域の農地につきましては、転用手続については届出制であり、総会では報告案件となっておりますが、耕作目的で売買・貸し借りをを行うことについては、農地法第3条許可が必要です。受人は法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしており、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第22号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局(岡本) 農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号15番をごらんください。

申請人は、大字広原在住の農家です。申請地は、日章学園から西に約150メートルの場所に位置する土地です。本案件は、既に農家住宅の一部として申請地を利用していたことから、追認申請に及んだものです。農地の申請面積は501平方メートルですが、一体利用する宅地部分を含めると、全体面積は831.34平方メートルとなります。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水については道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道にて処理、また周囲にブロック塀を設置し土砂の流出を防止していることから、周辺農地への影響はないと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、その他の申請において同様の追認案件がございますが、始末書の提出もあり、許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものとして上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 23 号農地法第 5 条許可について、5 ページを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 64 番をごらんください。

申請人のうち、渡人は佐土原町下那珂在住の個人他 4 名、受人は大字熊野に本拠を置くイベントの企画・運営、遊具の販売・レンタル業を行っている法人です。本日お手元に農地法第 5 条許可の資料を配付しております。こちらの資料の 1 ページと裏面の 2 ページに位置図、3 ページに利用計画図を掲載しておりますので、参考にされてください。申請地は、本日の配付資料の 1 ページの位置図にありますとおり、梅田学園自動車学校清武から北西に約 700 メートルの場所に位置する尾平地区の集落内にある土地です。本案件は、申請地に露天資材置場、露天駐車場を整備したく申請に及んでおります。本日配付資料の 2 ページ、3 ページのとおり、受人は申請地の隣接地を所有しており、ここを同社の事務所、駐車場、資材置場として使用しております。今回、事業の拡大に伴い、現在の敷地では手狭になったことから、敷地を拡張する計画となっております。なお、一体利用する雑種地及び宅地部分を含めると、全体面積は 1 万 1,583.8 平方メートルです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で、「第 2 種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は地下浸透及び水路へ放流、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないと思われれます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号 65 番をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字内海在住の相続人他 5 名、受人は島之内に本拠を置く建

設業を行う法人です。申請地は、国道 220 号線沿いにあるデモン・デ・マルシェから南に約 250 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎土木事務所発注の野島川河川災害復旧工事に伴う仮設道路として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、鉄板を敷設して使用し、雨水は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号 66 番をごらんください。

申請人は、渡人、受人ともに田野町在住の個人です。申請地は、宮崎自動車道の田野料金所から北西に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は合併浄化槽にて処理、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、6 ページの番号 67、68 番がございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページから8ページの74番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局(岡本) 番号80番をごらんください。

申請人のうち、渡人は田野町在住の農家、受人は吉村町在住の個人です。申請地は、田野駅から南に約300メートルの場所にある用途区域内の「第3種農地」の土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。現在、申請地の隣接地に両親と祖母の居宅が建っております。今回、受人の家族がさらに同居することとなり、既存住宅を取り壊し、申請地及び隣接地に二世帯住宅を建築する計画を立てました。一体利用する隣接地の宅地部分を含めると、全体面積は1,033.62平方メートルとなり、一般個人住宅の転用制限面積であるおおむね500平方メートルを超えま

すが、今回の申請は二世帯住宅での利用であり、建物も2軒になりますので、面積の妥当性は適正であると判断しております。申請地の周囲は宅地に囲まれており、農地と接しておりません。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号64番につきましては、4月16日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問いたします。

議案第24号非農地証明について、11ページから15ページを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第24号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。非農地化の事由としては、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この15件の証明願の案件につきましては、3月20日に地元農業委員と現地調査を

行った結果、いずれも申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 25 号農用地利用集積計画の決定について、16 ページから 60 ページまでの利用権設定分を議題とします。

同居の親族にかかわる案件がございますので、川越達也委員の退室を求めます。

（18 番川越達也委員退室）

○事務局（甲斐） 議案第 25 号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、16 ページの番号 13 番、中間管理事業分から 60 ページの番号 316 番までの合計 83 件でございます。内訳といたしましては、中間管理事業分が 5 件、使用貸借権の再設定が 5 件、使用貸借権の新規設定が 9 件、賃借権の再設定が 7 件、賃借権の新規設定が 26 件となっております。また、44 ページの番号 286 番から 60 ページの 316 番までの 31 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○21 番（中村委員） システム変更に伴い、今月から変更された議案書について、様式のことだから、決まっているなら仕方ないのかもしれないけれども、以前の様式では、作物とかハウスとか、そういう情報の記載がありましたよね。これには載っていないんだけど、これはどうにかならないですか。

○事務局（甲斐） 先ほどの質問に対しましてお答えいたします。以前、使用していたシステムより移行し、現在ではフェーズ2システムというシステムを利用してこの議案を作成しております。システムには作物等の情報は入力しますが、出力する際には、こういった様式で出力されることに今のところなっています。エクセルで出力されるので、今後、事務局で作物等の情報を記載するか等協議させていただきたいと思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

川越達也委員の入室を求めます。

（18番川越達也委員入室）

○議長（松田） 次に、61ページから67ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、中村和寛委員の退室を求めます。

（21番中村和寛委員退室）

○事務局（甲斐） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、61ページの番号317番から67ページの番号327番までの11件でございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

中村和寛委員の入室を求めます。

（21番中村和寛委員入室）

○議長（松田） 議案第 26 号特定農地貸付けの変更について、69 ページを議題とします。

○事務局（岡本） まず、市民農園がどのようなものか簡単に説明をさせていただきます。本日お配りしておりますこちらの資料をごらんください。

まず、市民農園とは、サラリーマンや都市の住民の方々など農地を持たない人々が趣味で自家用野菜や花を栽培したり、高齢者の生きがいつくりや生徒・児童の体験学習など多様な目的で、小さな面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園のことです。

市民農園は、地方自治体や農協、農地所有者、企業やNPO等が開設・運営をします。開設方法には3種類あります。本日配付した資料の表紙をめくっていただいて、右側のページをごらんください。こちらのほうに、市民農園の開設方法ということで開設の形態が3種類記載してあります。

まず、①市民農園整備促進法による農園開設は、休憩所などの施設も併設されたもので、市街化区域など限られた区域で開設され、農業委員会で承認を得て開設することとなっております。

②特定農地貸付法による農園開設は、10 アール未満の貸付であること、5年を超えない貸付であることなどの要件があり、市町村と農地所有者等との間で貸付協定を締結し、農業委員会で承認を得て開設するものとなっております。

③の農園利用方式による農園開設は、利用者に入園料を払ってもらい、継続的に農作業の体験を行わせるものとなっております。

この3つのうち③の農園利用方式は、開設に当たっての手続は必要ありません。①、②の農園開設については、それぞれ農業委員会の決定や承認が必要となっております。詳しくはこちらの資料をごらんいただきたいと思います。

それでは、今回の議案について説明をいたします。

議案書の 69 ページをごらんください。

本案件は、特定農地貸付法に従って農業委員会で承認をし、平成8年から開設している市民農園です。開園より20年以上たっており、所有者が高齢化したため、宅地造成をするために売却し、閉園することとなりました。貸付協定に従い、平成29年10

月に全ての利用者に対し閉園する旨を通知した上で、平成30年2月28日に閉園しております。市民農園を閉鎖した場合、農業委員会は特定農地貸付けの承認の取り消しを行うこととなります。承認の取り消しを行うに当たっては、一般の利用者の農地利用に不都合をもたらさないように適切な時期を選ぶことが必要とされております。本案件については、閉鎖の4カ月前に全利用者に対して連絡をし、閉鎖についての承諾を得ており、利用者に対しての配慮がなされていると思われまます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第20号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告でございます。

その数3件でございます。

報告第21号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告で、2ページから5ページにお示ししております。その数14件でございます。

報告第22号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告でございます、その数6件でございます。

報告第23号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告でございます、その数24件でございます。

報告第24号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます、その数4件でございます。

報告第25号は、相続等による権利移動についてでございます、その数15件ござ

います。

なお、報告第20号、第21号は、局長専決処分によりまして受理されたもので、その専決日も備考欄に記入しております。

報告第22号、第23号は、第3回総会の承認を受け、会長の専決処分により許可されたものであります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第4回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時43分閉会